

# 美郷町第三次行政改革大綱



平成26年10月

美 郷 町

## 目次

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	第三次行政改革大綱の目標	1
3	大綱の期間	2
4	推進体制	2
5	行政改革の基本方針	2
6	行政改革の推進事項	2
7	取り組み事項	7
(1)	事務事業の再編・整理・廃止・統合	8
(2)	民間委託等の推進(指定管理者制度を含む)	9
(3)	定員管理及び職員給与の適正化	10
(4)	第三セクターの見直し	11
(5)	経費節減等の財政効果	12
(6)	地方公営企業関係	14

## 別紙

- (1) 美郷町定員適正化計画
- (2) 美郷町補助金等改革方針

## 1 これまでの行政改革の取り組み

本町は、平成18年10月に「美郷町行政改革大綱」を策定し、限られた行政資源を有効に活用した、新しいまちづくりのシステム構築を図ってきました。

この大綱は、平成18年度から平成22年度までの5か年計画として策定したもので、財政運営の健全化における重点事項として8項目を設定し、合併後の新しい町における一体感の醸成や財政基盤の確立に向けた指針を示すとともに、その数値目標を明らかにした「集中改革プラン」も同時に策定しました。

また、第二次行政改革大綱として平成23年度から平成25年度の3か年を対象として策定し、第一次行政改革大綱の重点項目として掲げた8項目の更なる拡充を定めたところです。

具体的な取り組みとしては事務事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入、定員管理の適正化など多岐にわたり、美郷町の基盤づくりと、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

## 2 第三次行政改革大綱の策定

これまでの行政改革の取り組みで、一定の成果を上げることができましたが、地方分権や少子高齢化の一層の進展及び住民ニーズの多様化など、本町を取り巻く情勢はかつてないほど厳しさを増してきています。

また、実質公債費率が一定割合を超えたことにより、公債費負担適正化計画を策定しているなど厳しい財政状況下にあることに加え、第三次美郷町行政改革大綱の推進期間中に地方交付税の合併算定替の適用期限となる合併10年目(平成27年度)を迎えるなど、安定した行財政運営ができる体制の確立は喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、美郷町行政組織の改編が平成26年7月に行われましたが、豊かで活力ある美郷町づくりとして掲げる(1)経済浮揚対策、(2)高齢者及び障がい者福祉対策、(3)社会教育の充実、(4)快適な生活基盤整備の実施、(5)行財政改革等の実施体制が図られたところです。

この町づくりの一環として、年度中途ではありますが第三次美郷町行政改革を策定することにより、社会経済情勢に柔軟且つ弾力的に対応できる基盤づくりを進め、合併当初からのスローガンである「新しい力で築くオンリーワンのまち」の実現を目指し、住民と行政が一体となって行政改革に取り組むものいたします。

更には、行政組織の合理化、定員管理及び補助金制度の総合的見直しを、行政改革における最重要項目として位置づけ、将来の美郷町を維持するために別様にて踏み込んだ計画を策定することとします。

### 3 大綱の期間

本計画における推進期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

### 4 推進体制

#### (1) 行政改革推進委員会

美郷町行政改革大綱の策定に係る町長の諮問機関として、美郷町行政改革推進委員会を設置します。

#### (2) 行政改革推進本部

町長を本部長とし、副町長、教育長、管理職員で構成する行政改革推進本部を置きます。

### 5 行政改革の基本方針

#### (1) 事務・事業の徹底した検証

当初の目的を達成した事業や、更なる効率化の余地ある事務について、原点から見直しを進めます。

#### (2) 効率的な執行体制の確立

新たな行政課題や多様な住民ニーズに対応するため、住民に分かりやすい効率的な組織を目指します。

#### (3) 健全な財政の確立

住民生活の安定を図る事業を優先するため、歳出の削減だけでなく歳入の確保について、積極的に取り組みます。

#### (4) 町民との連携

町民の理解と協力を得るためのまちづくりを推進します。

### 6 行政改革の推進事項

#### (1) 定員管理と給与の適正化

定員管理計画に基づき、退職勧奨や計画的な職員採用により、職員数の削減に努めます。

#### (2) 効率的な組織体制の確立

町民ニーズや新たな行政課題に対応するため、業務の内容や量に応じて常に組織を見直すだけでなく、複数の部門に関連する行政課題に対しても、迅速に対応できる効率的な組織体制の確立を図ります。

### (3) 行政評価制度の導入

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価制度を導入し、徹底した事務事業の見直し、整理・統合を進めます。

※行政評価とは、「行政が行っている様々な仕事は、その費用に見合うだけの効果（成果）を出しているのか」、「無駄や重複になっている部分は無いのか」、「特定の受益者にかたよっていないか」などといった視点から行政の活動を見直し、行政の進め方を改善していく取り組みです。

### (4) 公有財産の有効活用

公有財産台帳を整備し、公有財産の一元的な管理を行います。また、未利用の町有地については売却や貸付を行う一方、借地の解消や契約単価の見直しを行い、収入の確保やコスト削減を図るなど、公有財産の有効活用について検討します。

### (5) 公共施設の管理運営の見直し

事業のあり方を根本的に見直し、住民サービスの向上とコスト削減を図るため、指定管理者制度の活用や民間委託を積極的に進めます。

### (6) 公共施設の統廃合

町内の公共施設の整理統合について検討します。

### (7) 公営企業・第三セクターの経営健全化

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事務事業の見直しを行い、経営基盤の強化に努めます。

第三セクターについては、その存在意義から検討することとし、抜本的改革を図ります。

### (8) 自主財源の確保

住民が納得できる制度を維持するためにも、公正な制度は公正に執行される必要があります。このため町税、使用料及び貸付金などについては滞納解消や収納率の向上を図るための検討を行います。

また、各種使用料や手数料についての見直しなど、あらゆる角度から財源の確保に努めます。

### (9) 職員の意識改革と人材育成

職員定数の適正化によるスリムな組織が求められている中で、人材育成の重要性

は益々高まっています。住民本位の意識やコスト意識の醸成とともに、職員一人ひとりの企画・立案能力や組織マネジメント能力の向上につながる研修会を開催するなど、住民にとって役立つ人材の育成に努めます。

また、職員の能力と業績を公正に評価する人事評価制度の運用を図ります。

#### (10) 住民との情報共有と協働体制の確立

住民の町政への関心と住民参画を促すため、積極的に行政情報を公開し、課題の共有化を図ります。

また、住民と行政が共通の目的のもとに、それぞれ役割、責任を分担し、地域課題、住民ニーズに取り組む住民協働体制の確立と推進を図ります。